

第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

		2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013年
日本 ¹⁾	JPN	(円/時間)(Yen/hour)						
		659	668	713	730	737	749	764
アメリカ	USA	(ドル/時間)(US\$/hour)						
		5.15	5.15	7.25 ²⁾	7.25	7.25	7.25	7.25
カナダ ³⁾	CAN	(カナダドル/時間)(CAD\$/hour)						
		5.00～	5.90～	7.75～	8.25～	9.50～	9.50～	9.95～
		7.20	8.50	10.00	10.00	11.00	11.00	11.00
イギリス	GBR	(ポンド/時間)(£/hour)						
一般(22～歳/age)		3.70	5.05	5.80	5.93	6.08	6.19	6.31 ⁴⁾
若年者(18～21)		3.20	4.25	4.83	4.92	4.98	4.98	5.03 ⁴⁾
若年者(16～17)			3.00	3.57	3.64	3.68	3.68	3.72 ⁴⁾
フランス ⁵⁾	FRA	(フラン/時間)(Franc/hour)						
		42.02	8.03	8.82	8.86	9.00	9.40	9.43
中国 ⁶⁾	CHN	(元/月)(Yuan/month)						
深圳市/Shenzhen		547	690	1,000	1,100	1,320	1,500	1,600
上海市/Shanghai		—	690	960	1,120	1,280	1,450	1,620
北京市/Peking		412	580	800	960	1,160	1,260	1,400
韓国 ⁷⁾	KOR	(ウォン/時間)(Won/hour)						
		1,865	3,100	4,000	4,110	4,320	4,580	4,860
		(ウォン/日)(Won/day)						
		14,920	24,800	32,000	32,880	34,560	36,640	38,880
タイ	THA	(バンコク/Bangkok)						
		—	—	203	206	215	300 ⁸⁾	300
インドネシア ⁹⁾	IDN	(ジャカルタ特別州/Jakarta)						
		286,000	711,843	1,069,865	1,118,900	1,290,000	1,529,150	2,200,000
フィリピン ¹⁰⁾	PHL	(マニラ首都圏/Metro Manila)						
非農業/Non-agriculture		250	325	382	404	426	456	466
農業/Agriculture		213	288	345	367	389	419	429
ベトナム ¹¹⁾	VNM	(第1地域:ハノイ, ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)						
		180,000	626,000	1,200,000	1,340,000	1,550,000	2,000,000	2,350,000
カンボジア ¹²⁾	KHM	(米ドル/月)(US\$/Month)						
		45	45	50	61	61	61	80

資料出所 各国労働省及び統計局資料, カナダ:各州政府労働担当部署ウェブサイト

- (注) 1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値, 2002年度以降より時間額表示。
2) 2009年7月24日から。
3) 各年改訂後の州別最低賃金(General Minimum Wages, 各州とも別途職種別最賃を定めている)。
4) 2013年10月から。なお2010年10月に、一般向け額の対象年齢の下限を22歳から21歳に引き下げている。
5) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。2014年1月1日より9.53ユーロへ引上げ。
6) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。深圳市は2014年2月より1808元。
7) 毎年1月1日に改定。2014年1月1日より5,210ウォン/時間に引上げ。
8) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり、他の70県は2013年1月から日額300バーツに改定(バンコクほか7県は据え置き)。この金額は2015年まで適用予定。
9) 1995年のみ日額表示。2013年1月より2,441,000ルピア/月に改定。
10) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。2013年の改定は10月4日から適用。
11) 2009年までは「外資系企業」と「地場企業」の最賃額は別立てであり、ここに掲載したのは外資系企業の最賃額。2010年から両者を統一した制度となった。2014年1月より2,750,000ドン/月に改定。
12) 衣料・はき物製造業の最低賃金。表示は通常米ドルが用いられる。2013年の80米ドルには生活手当(COLA)が含まれる。80米ドルは現地通貨に換算すると336,000リエル。

※各国通貨の円換算額については、「第1-13表 為替レート」(p.38)を参照のこと。